平成２１年（フ）第４９７３号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目16番３号
債務者　高橋　優花
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５００６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―732号
債務者　橋口　展子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０１１号
大阪府大東市中楠の里町10番22号　ルネエスタトーレ615号
債務者　井﨑　正代
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０５７号
大阪府八尾市高砂町１丁目24番地の２　吉田文化101号
債務者　福田　奈緒（旧姓山脇）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０６１号
大阪府東大阪市西堤本通東３丁目１番37号
債務者　北田　　聡
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７５号
大阪府東大阪市新家３丁目７番34―409号
債務者　伊東　亨郎
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０７７号
大阪府枚方市渚西２丁目１番１―909号
債務者　大島久美子（旧姓宮花）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１０５号
大阪府摂津市正雀２―９―６―203、住民票上の住所大阪府摂津市一津屋１丁目34番１―201号
債務者　大西　信広
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１３６号
大阪府箕面市如意谷３丁目７番C―404号
債務者　本間　英一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１４７号
大阪市都島区都島北通２丁目９番４号　都ハイツ202号
債務者　平野**滿**枝こと　金　　**滿**枝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１６９号
大阪市大正区北村２丁目14番１―607号
債務者　田中美津子（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７２号
大阪市平野区西脇１丁目７番１―307号
債務者　影山　千里
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７５号
大阪府東大阪市出雲井町１番13号　枚岡東ハイツ101号
債務者　岸本　兼夫
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１７７号
大阪市住吉区苅田２丁目12番６―101号
債務者　大塚　洋一
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８１号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目７番11―501号
債務者　中町　勅雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１８２号
大阪市西区九条南３丁目30番10―1113号
債務者　大野　聡子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９７９号
堺市西区草部1800番地６　11棟401号、破産申立時の住所堺市西区鳳東町７丁798番地６
債務者　中国料理北京こと　藤田　貴雄
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５１号
大阪府高石市高師浜１丁目６番８号
債務者　川野　園子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係